

財務省告示第四百五号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十六年八月三十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年九月九日  
 財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 号	利付国庫債券（二十年）（第七十 一回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	の条項及びそ の振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法	
五	発行額	額 四十二億円
六	払込金額	額 四十一億七千八百五十八万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行 行 価 格 日	平成十六年八月三十日
十	発行行 行 価 格	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 四 十 九 銭
十一	利 率	年 二 ・ 二 パ ー セ ン ト

十二

の経過  
払込み

年金資金運用基金理事長は、払  
込金額に加え、次の算式により  
算出した金額を第十八号に規定  
する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2}{100} \times \frac{71}{365}$$

十三

初期  
利子

平成十六年十二月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期  
以後の  
利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払い期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十五

償還  
償還  
金額

平成三十六年六月二十日  
額面金額百円につき百円

十八

払込  
場所  
期日

平成十六年八月三十日